

ティップネス・キッズ会則（現行2024.05.01）	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定箇所	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定版
<p>第3条（会員）</p> <p>①本スクールは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められたクラスで契約した会員（以下「会員」という）の利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設・諸サービスを利用することができます。</p> <p>②本スクールはサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ（以下会員WEBサイト等という）にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。</p> <p>③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。</p> <p>④会員の責任事項は全て親権者の責とします。</p>	<p>第3条（会員）</p> <p>①本スクールは会員制とします。入会する際に本クラブの店舗ごとに定められたクラスで契約した会員、親権者等法定代理人（以下「親権者等」という）及び本クラブが利用者として認めた本スクール利用者（以下「会員」という）に限り、契約に定められた利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設・諸サービスを利用することができます。</p> <p>②本スクールはサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ（以下「会員WEBサイト等」という）にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上、会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。</p> <p>③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。</p> <p>④会員の責任事項は全て親権者等の責が負うものとします。</p> <p>⑤本スクールの会員としての在籍は、会員が18歳となって最初に到来する3月31日をもって終了するものとします。</p>	<p>第3条（会員）</p> <p>①本スクールは会員制とします。本クラブの店舗ごとに定められたクラスで契約し、親権者等法定代理人（以下「親権者等」という）及び本クラブが利用者として認めた本スクール利用者（以下「会員」という）に限り、契約に定められた利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設・諸サービスを利用することができます。</p> <p>②本スクールはサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ（以下「会員WEBサイト等」という）にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上、会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。</p> <p>③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。</p> <p>④会員の責任事項は全て親権者等が負うものとします。</p> <p>⑤本スクールの会員としての在籍は、会員が18歳となって最初に到来する3月31日をもって終了するものとします。</p>
<p>第4条（入会資格）</p> <p>本スクールの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。</p> <p>①0歳以上15歳以下で、親権者が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。</p> <p>②親権者が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権者自ら保証する方。</p> <p>③入会に先だって、本スクールの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。</p> <p>④本人または親権者が過去に本スクールで除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。</p> <p>⑤次のいずれかに該当しており、本クラブが別途定める条件に同意した方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人または親権者に刺青、ファッショントトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・一人で参加できない方。 ・レッスンに参加する同伴者が妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。 <p>⑥その他、会社が本スクールの会員として不適切と判断してない方。</p>	<p>第4条（入会資格）</p> <p>①本スクールの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。</p> <p>④(1)本スクール利用希望者本人（以下「利用希望者」という）が0歳以上158歳以下に満たないもので、親権者等が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。</p> <p>④(2)親権者等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権者等自ら保証する方。</p> <p>④(3)入会に先だって、本スクールの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。</p> <p>④(4)本利用希望者またはその親権者等が過去に本スクールで除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）を受けてない、または会員制スクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことが受けている方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。</p> <p>④(5)次のいずれかに該当せずおする方のうち、本クラブが別途定める条件に同意した方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本利用希望者またはその親権者等に刺青、ファッショントトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・一人で参加できない方。 ・レッスンに参加する同伴者が妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要とした結果、上記に準じる事由があると判断した方。 <p>④(6)①以外の方のうちその他、会社が本スクールの会員として①に準じる不適切な事由があると判断しない方。</p>	<p>第4条（入会資格）</p> <p>①本スクールの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。</p> <p>(1)本スクール利用希望者本人（以下「利用希望者」という）が0歳以上18歳に満たない者で、親権者等が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。</p> <p>(2)親権者等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権者等自ら保証する方。</p> <p>(3)入会に先だって、本スクールの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。</p> <p>(4)利用希望者またはその親権者等が過去に本スクールで除名処分（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）を受けてない、または会員制スクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分を受けていない方。</p> <p>(5)次のいずれかに該当する方のうち本クラブが別途定める条件に同意した方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者またはその親権者等に刺青、ファッショントトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・一人で参加できない方。 ・レッスンに参加する同伴者が妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査した結果、上記に準じる事由があると認めた方。 <p>②①以外の方のうち、会社が本スクールの会員として①に準じる適切な事由があると認めた方。</p>
<p>第5条（入会手続き）</p> <p>①本スクールを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事により会員となります。</p> <p>②会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、および会費決済に必要な親権者情報登録するものとします。また、会員の親権者は登録内容が正確であることを保証するものとします。</p> <p>③会員は入会手続きによって付与された会員番号により、会員WEBサイト等に登録されます。会員は同サイト等の利用規約に同意の上パスワード・メールアドレス等、所定項目を登録するものとします。</p> <p>④会員資格を喪失した方が、本スクールに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本スクールは、第4条④により再度入会資格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合があります。</p>	<p>第5条（入会手続き）</p> <p>①利用希望者が会員となろうとする場合、本スクールを利用する方親権者等は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得る等の契約を行う事により会員となる必要があります。未成年者は親権者等の同意があっても契約できません。</p> <p>②会員となる方親権者等は入会手続きの際、利用希望者および親権者等の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、および会費決済に必要な親権者情報を登録するものとします。また、会員の親権者等は登録内容が正確であることを保証するものとします。</p> <p>③会員は入会手続き完了後、同手続によって付与された会員番号により、会員は、会員WEBサイト等に登録されます。会員は同サイト等の利用規約に同意の上パスワード・メールアドレス等、所定項目を登録するものとします。</p> <p>④会員資格を喪失した方が、本スクールに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本スクールは、第4条④により再度入会資格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合があります。</p>	<p>第5条（入会手続き）</p> <p>①利用希望者が会員となろうとする場合、親権者等は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得る等の契約を行う必要があります。未成年者は親権者等の同意があっても契約できません。</p> <p>②親権者等は、入会手続きの際、利用希望者および親権者等の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、および会費決済に必要な情報登録するものとします。また、親権者等は登録内容が正確であることを保証するものとします。</p> <p>③入会手続き完了後、同手続によって付与された会員番号により、会員は、会員WEBサイト等に登録されます。会員は同サイト等の利用規約に同意の上パスワード・メールアドレス等、所定項目を登録するものとします。</p> <p>④会員資格を喪失した方が、本スクールに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本スクールは、第4条④により再度入会資格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合があります。</p>
<p>第6条（親権者の責任）</p> <p>入会を希望する場合は、親権者が入会申込みを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を全て負うものとします。</p>	<p>第6条（親権者の責任）</p> <p>入会を希望する場合は、親権者が入会申込みを行うものとします。この場合、親権者等は入会手続き及び入会後も、利用希望者に対して、本会則の内容を周知し、これを遵守せるように努め、会則に基づく責任を全て負うものとします。</p>	<p>第6条（親権者の責任）</p> <p>親権者等は入会手続き及び入会後も、利用希望者に対して、本会則の内容を周知し、これを遵守せるように努め、会則に基づく責任を全て負うものとします。</p>

ティップネス・キッズ会則（現行2024.05.01）	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定箇所	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定版
<p>第7条（会員証）</p> <p>① 会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本スクールに参加するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。</p> <p>② 会員は会員資格を喪失したときは、親権者の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。</p> <p>③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。</p> <p>④ 会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。</p>	<p>第7条（会員証）</p> <p>① 会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本スクールに参加するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。</p> <p>② 会員は会員資格を喪失したときは、親権者等の責任において、会員証を切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。</p> <p>③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。</p> <p>④ 会員証は会員本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。</p>	<p>第7条（会員証）</p> <p>① 会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本スクールに参加するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。</p> <p>② 会員は会員資格を喪失したときは、親権者等の責任において、会員証を裁断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。</p> <p>③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。</p> <p>④ 会員証は会員本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。</p>
<p>第8条（諸会費・諸料金）</p> <p>① 会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本スクールは会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p> <p>② 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。</p> <p>③ 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会員は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。</p> <p>④ 利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。</p> <p>⑤ 会社は本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、クラスの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。</p> <p>⑥ 月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。</p> <p>⑦ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することができるものとします。また、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第8条①で予め会社が認めている会員の代理人・親権者等とします。</p>	<p>第8条（諸会費・諸料金）</p> <p>① 会員親権者等は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本スクールは会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p> <p>② 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員親権者等の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員親権者等は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。</p> <p>③ 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会員は、会員親権者等に対してその差額を徴収または返還するものとします。</p> <p>④ 利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。</p> <p>⑤ 会社は本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、クラスの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。</p> <p>⑥ 親権者等が月会費を滞納している場合、会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。</p> <p>⑦ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することができるものとします。また、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第8条①で予め会社が認めている会員の代理人・親権者等とします。</p>	<p>第8条（諸会費・諸料金）</p> <p>① 親権者等は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。</p> <p>② 諸会費・諸料金にかかる消費税は親権者等の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、親権者等は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。</p> <p>③ 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、親権者等に対してその差額を徴収または返還するものとします。</p> <p>④ 利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。</p> <p>⑤ 会社は本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、クラスの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。</p> <p>⑥ 親権者等が月会費を滞納している場合、会員の施設のご利用をお断りします。</p> <p>⑦ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することができるものとします。また、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、親権者等とします。</p>
<p>第10条（退会）</p> <p>① 会員本人の都合による退会は、親権者が退会希望月の25日迄（休館日の場合は前営業日）に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。本スクールは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、親権者はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。</p> <p>② 親権者来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。</p>	<p>第10条（退会）</p> <p>① 会員本人の都合による退会は、親権者等が退会希望月の25日迄（休館日の場合は前営業日）に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。親権者等本スクールは、手続きの際に交付・提供される《退会ご確認書》を交付し、親権者はこれに記載された退会年月を自ら確認し、するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も完納するまで支払の義務を負うものとします。</p> <p>② 親権者等が来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。</p>	<p>第10条（退会）</p> <p>① 会員の都合による退会は、親権者等が退会希望月の25日迄（休館日の場合は前営業日）に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。親権者等は、手続きの際に交付・提供される《退会ご確認書》に記載された退会年月を自ら確認し、未払い料金のある場合は退会後も完納するまで支払の義務を負うものとします。</p> <p>② 親権者等が来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。</p>
<p>第11条（会員資格の譲渡、貸与）</p> <p>会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。</p>	<p>第11条（会員資格の譲渡、貸与）</p> <p>会員および親権者等は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。</p>	<p>第11条（会員資格の譲渡、貸与）</p> <p>会員および親権者等は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。</p>
<p>第13条（諸手続き）</p> <p>① 会員はクラスの変更等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。</p> <p>② 会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。</p> <p>③ 会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本スクールが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。</p>	<p>第13条（諸手続き）</p> <p>① 会員はのクラスの変更等の手続きは、親権者等が、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。</p> <p>② 会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、親権者等は速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。</p> <p>③ 前項の手続前に、会員および親権者等の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本スクールが変更の事実を確認した場合は、本人・親権者等の同意をもって登録内容をの変更手続と扱いできるものとし、変更届出書の取り交わし提出等を省略する場合があります。</p>	<p>第13条（諸手続き）</p> <p>① 会員のクラスの変更等の手続きは、親権者等が、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。</p> <p>② 入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、親権者等は速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。</p> <p>③ 前項の手続前に、会員および親権者等の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本スクールが変更の事実を確認した場合、親権者等の同意をもって登録内容の変更手続と扱い、変更届出書の提出等を省略する場合があります。</p>

ティップネス・キッズ会則（現行2024.05.01）	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定箇所	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定版
<p>第14条（会員除名） 会員または親権者が次のいずれかに該当した場合、会社は除名することができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。 (但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)</p> <p>①～⑦の改定なし</p>	<p>第14条（会員除名） 会員または親権者等が次のいずれかに該当した場合、会社は除名することができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。 (但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)</p> <p>①～⑦の改定なし</p>	<p>第14条（会員除名） 会員または親権者等が次のいずれかに該当した場合、会社は除名することができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。 (但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)</p> <p>①～⑦の改定なし</p>
<p>第15条（会員資格喪失） 会員は次の場合に会員資格を喪失します。</p> <p>① 退会したとき。</p> <p>② 会員が提携クレジットカード会社（株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社）へ申し込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。（理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。）</p> <p>③ 除名されたとき。</p> <p>④ 死亡したとき。</p> <p>⑤ 本スクール・本クラブを廃止したとき。</p>	<p>第15条（会員資格喪失） 会員は次の場合に会員資格を喪失します。</p> <p>① 退会したとき。</p> <p>② 会員が提携クレジットカード会社（株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社）へ申し込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。（理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。）</p> <p>③ 除名されたとき。</p> <p>④ 死亡したとき。</p> <p>⑤ 本スクール・本クラブを廃止したとき。</p> <p>⑥ 会員が第3条⑤に該当したとき。</p> <p>第15条の2（長期利用のない会員との契約終了） 会社は、第8条の諸会費・諸料金の納入はあるが長期間本スクールの利用実績がない会員および親権者等において本スクールを利用する意思がないと認められる場合、第3条⑤にかかわらず、親権者等に対して契約の解約を申し入れができるものとします。</p>	<p>第15条（会員資格喪失） 会員は次の場合に会員資格を喪失します。</p> <p>① 退会したとき。</p> <p>② 会員が提携クレジットカード会社（株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社）へ申し込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。（理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。）</p> <p>③ 除名されたとき。</p> <p>④ 死亡したとき。</p> <p>⑤ 本スクール・本クラブを廃止したとき。</p> <p>⑥ 会員が第3条⑤に該当したとき。</p> <p>第15条の2（長期利用のない会員との契約終了） 会社は、第8条の諸会費・諸料金の納入はあるが長期間本スクールの利用実績がない会員および親権者等において本スクールを利用する意思がないと認められる場合、第3条⑤にかかわらず、親権者等に対して契約の解約を申し入れができるものとします。</p>
<p>第16条（健康管理） ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。</p> <p>②会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本スクールへ申告するものとします。本スクールは会員からの申告または施設およびサービスの利用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合にはメディカルチェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えがないことを確認するものとします。</p>	<p>第16条（健康管理） ①会員および親権者等は各自の責任において会員の健康管理を行うものとします。</p> <p>②会員および親権者等は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本スクールへ申告するものとします。本スクールは会員および親権者等からの申告または施設およびサービスの利用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合にはメディカルチェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えがないことを確認するものとします。</p>	<p>第16条（健康管理） ①会員および親権者等は各自の責任において会員の健康管理を行うものとします。</p> <p>②会員および親権者等は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本スクールへ申告するものとします。本スクールは会員および親権者等からの申告または施設およびサービスの利用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合にはメディカルチェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えがないことを確認するものとします。</p>

ティップネス・キッズ会則（現行2024.05.01）	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定箇所	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定版
<p>第18条（禁止事項）</p> <p>本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員または同伴者による次の行為を禁止します。</p> <p>① 動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)</p> <p>② 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。</p> <p>③ 施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)</p> <p>④ 許可なく施設内で撮影・録音すること。</p> <p>⑤ 本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。</p> <p>⑥ 他人や従業員、本スクール・本クラブおよび会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。</p> <p>⑦ 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧説を含む）や政治活動、署名活動をすること。</p> <p>⑧ 他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。</p> <p>⑨ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。</p> <p>⑩ 他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。</p> <p>⑪ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。</p> <p>⑫ 他人の施設利用を妨げる行為。</p> <p>⑬ 支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。</p> <p>⑭ 酒気を帯びて施設内に入場すること。</p> <p>⑮ 過剰、不当な要求行為。</p> <p>⑯ その他、本スクール・本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。</p>	<p>第18条（禁止事項）</p> <p>本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員、親権者等または同伴者による次の行為を禁止します。</p> <p>① 動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)</p> <p>② 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。</p> <p>③ 施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)</p> <p>④ 許可なく施設内で撮影・録音すること。</p> <p>⑤ 本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。</p> <p>⑥ 他人や従業員、本スクール・本クラブおよび会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。</p> <p>⑦ 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧説を含む）や政治活動、署名活動をすること。</p> <p>⑧ 他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発せず、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。</p> <p>⑨ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。</p> <p>⑩ 他人や従業員を待ち伏せせず、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。</p> <p>⑪ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。</p> <p>⑫ 他人の施設利用を妨げる行為。</p> <p>⑬ 支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。</p> <p>⑭ 酒気を帯びて施設内に入場すること。</p> <p>⑮ 過剰、不当な要求行為。</p> <p>⑯ その他、本スクール・本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。</p>	<p>第18条（禁止事項）</p> <p>本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員、親権者等または同伴者による次の行為を禁止します。</p> <p>① 動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)</p> <p>② 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。</p> <p>③ 施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)</p> <p>④ 許可なく施設内で撮影・録音すること。</p> <p>⑤ 本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。</p> <p>⑥ 他人や従業員、本スクール・本クラブおよび会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。</p> <p>⑦ 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧説を含む）や政治活動、署名活動をすること。</p> <p>⑧ 他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。</p> <p>⑨ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。</p> <p>⑩ 他人や従業員を待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。</p> <p>⑪ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。</p> <p>⑫ 他人の施設利用を妨げる行為。</p> <p>⑬ 支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。</p> <p>⑭ 酒気を帯びて施設内に入場すること。</p> <p>⑮ 過剰、不当な要求行為。</p> <p>⑯ その他、本スクール・本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。</p>
<p>第20条（損害賠償）</p> <p>① 本スクール参加・本クラブ施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p> <p>② は改定なし</p>	<p>第20条（損害賠償）</p> <p>① 本スクール参加・本クラブ施設利用に際して本大会員または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p> <p>② は改定なし</p>	<p>第20条（損害賠償）</p> <p>① 本スクール参加・本クラブ施設利用に際して会員または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p> <p>② は改定なし</p>
<p>第21条（盗難）</p> <p>会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p>	<p>第21条（盗難）</p> <p>会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身および親権者等の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p>	<p>第21条（盗難）</p> <p>会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員および親権者等の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p>
<p>第22条（紛失物・忘れ物・放置物）</p> <p>① 会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。</p> <p>② は改定なし</p>	<p>第22条（紛失物・忘れ物・放置物）</p> <p>① 会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた紛失物については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。</p> <p>② は改定なし</p>	<p>第22条（紛失物・忘れ物・放置物）</p> <p>① 会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた紛失物については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。</p> <p>② は改定なし</p>
<p>第23条（会員外利用者）</p> <p>会社は、会員以外の方（以下会員外利用者という）に本スクールの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても本スクール参加・本クラブ施設利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。</p>	<p>第23条（会員外利用者）</p> <p>会社は、申出により会員および親権者等以外の方（以下会員外利用者という）に本スクールの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても本スクール参加・本クラブ施設利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。</p>	<p>第23条（会員外利用者）</p> <p>会社は、申出により会員および親権者等以外の方（以下会員外利用者という）に本スクールの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても本スクール参加・本クラブ施設利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。</p>
<p>第30条（会則の改定）</p> <p>会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第31条（告知及びご連絡）および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。</p>	<p>第30条（会則の改定）</p> <p>会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全会員および親権者等に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第31条（告知及びご連絡）および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。</p>	<p>第30条（会則の改定）</p> <p>会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全会員および親権者等に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第31条（告知及びご連絡）および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。</p>

ティップネス・キッズ会則（現行2024.05.01）	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定箇所	ティップネス・キッズ会則（改定2025.07.01）改定版
<p>第31条（告知及びご連絡）</p> <p>① 本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>② 会社から会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が会社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛て発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>第31条（告知及びご連絡）</p> <p>① 本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員および親権者等に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員および親権者等は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員および親権者等が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>② 会社から会員および親権者等への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員親権者等が会社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛て発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員および親権者等に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>第31条（告知及びご連絡）</p> <p>① 本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員および親権者等に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員および親権者等は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員および親権者等が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>② 会社から会員および親権者等への郵送または電子的手法でのご連絡は、親権者等が会社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛て発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員および親権者等に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2024年5月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2024年5月1日2025年7月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2025年7月1日より施行いたします。</p>